

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇選挙管理委員会告示
衆議院議員総選挙における選挙長等の選任
補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定期日等
投票用紙等におすべき印
選挙公報の掲載文の申請期限等
選挙運動に従事する者に對し支給する実費弁償等
候補者の選挙運動に関する支出金の制限額
新聞紙又は雑誌を掲載することができる場所
開票區の設定
立会演説会を開催する町村

立会演説会開催計画

立会演説会の演説の順序等をきめるくじを行う日時等

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任

右審査における投票用紙におすべき印

◇衆議院議員選挙選挙長告示

選挙会の場所等

選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う日時等

◇最高裁判所裁判官国民審査審査分会長告示

審査分会の場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙長職務代理者をそれぞれ次のとお

り選任した。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住 所 氏 名

選挙長 鳥取市若櫻町三十九番地 山本鐵太郎

選挙長職務代理者 鳥取市栗谷町一番地 本江滋二

二 選挙長の執務場所

鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一、調製現在期日 昭和三十年二月八日

二、申請期間及び申請の方法

昭和三十年二月九日から二月十三日までの間に住所地の市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。

三、調製期間 昭和三十年二月十四日から二月十六日まで

四、縦覧期間 昭和三十年二月十七日から二月二十一日まで

五、異議の決定期間 昭和三十年二月二十二日から二月二十三日まで

六、確定期日 昭和三十年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙の投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする者の掲載文(写真を含む。)の申請期限並びに掲載の順序のくじを行う場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 申請期限 昭和三十年二月十四日

二 くじを行う場所 鳥取市東町九十九番地

三 くじを行う日時 昭和三十年二月十五日午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第一項の規定に基き、県の選挙管理委員会が管理する選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額を次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

二 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

(イ) 鉄道賃 鐵道旅行について、路程に應じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃

(ロ) 船賃 水路旅行について、路程に應じ旅客運賃等の額

賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(は) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額

(に) 宿泊料(食料二食分を含む。)一夜につき八百円
(ほ) 弁当料 一食につき百円、一日につき三百円
(へ) 茶菓料 一日につき三十円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に對し支給することができる報酬の額

(い) 基本日額 二百六十九円

(ろ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に對し支給することができる実費弁償の額

(ゑ) 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号(ろ)及び(は)に掲げる額

(る) 宿泊料(食料料を含まない。)一夜につき六百円
四 前各号に掲げる額は、衆議院議員の総選挙について

は総選挙の公示の日から、その他の選挙については昭和三十年三月一日から適用する。

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙における候補者の選挙運動に関する支出金の制限額は、次のとおりである。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
候補者一人につき 六一〇、八〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十八条第二項、第四百四十九条第二項及び第二百一条の十一第一項の規定により新聞紙又は雑誌を掲示することができる場所を次のように指定する。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
新聞紙又は雑誌を掲示することができる場所

第一 新聞を掲示することができる場所

新聞の種類によつてそれぞれ次のとおりとする。

(一) 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局(個人が発行する新聞については、その主たる事務所及びその他の事務所)及び販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例として掲示する場所

(二) 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関紙については、その本部、支部及びその他の事務所等当該新聞を掲示することを常例とする場所

(三) いわゆる業界新聞を発行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所並びに販売店の前等で当該新聞を掲示することを常例としている場所

第二 雑誌を掲示することができる場所

雑誌の発行所及び販売店で雑誌を掲示することを常例とする場所

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二
 項の規定に基づき、市の区域を分けた開票区及び町村の
 市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区

区域を合せた開票区を次のように設定する。
 昭和三十年二月一日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

米子市		鳥取市						郡市名	開票区名	区	域				
第二開票区	第一開票区	第五開票区	第四開票区	第三開票区	第二開票区	第一開票区	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第五、第十一、第十二、第十四、第十五、第十九、第二十、第二十五、第三十一投票区	第二、第三、第四、第五、第十一、第十二、第十四、第十五、第十九、第二十、第二十五、第三十一投票区	第六、第七、第八、第九、第十、第十三、第十六、第十七、第十八、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四投票区	第二十六、第二十七、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区	第二十八、第二十九、第三十、第四十、第四十一、第四十二投票区	第三十二、第三十三、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一投票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六、第二十一、第二十二、第二十三投票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七投票区

気高郡		八頭郡				岩美郡		第三開票区
宝木開票区	河原開票区	用瀬開票区	私都開票区	八東開票区	津ノ井開票区	宇倍野開票区	第七、第八、第九、第十、第十七、第十八、第十九、第二十投票区	
瑞酒宝 穂津木 村村村	西八散国河 郷上岐英原 村村村村町	社大用 瀬村村町	上私都 都村村	丹八安 比東部 村村村	米津ノ 里井村	宇倍野 成村村		

日野郡				
日野上開票区	大宮開票区	大幡開票区	法勝寺開票区	賀野開票区
山日多 上野里 村村村	阿 宮 村	大幡 郷 村	上東法 長長勝 国田田寺 村村村	天賀手 津野間 村村村

西伯郡		東伯郡					
汗入開票区	箕蚊屋開票区	中山開票区	橋東開票区	東郷開票区	青谷開票区	浜村開票区	鹿野開票区
大所高宇淀 山子園田江 村村村村町	大春日 高和日吉 村村村村	下上中 中山山 村村	灘榮大由 手誠良 村村村町	泊東 郷 村	日青 置谷 村	浜逢勝 村坂谷 町村村	小鹿 野 河村

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙において行う立会演説会を開催する町村を次のとおり指定した。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

宇倍野村 岩美町 郡家町 八東村 若櫻町

智頭町 河原町 鹿野町 濱村町 青谷町

東郷町 関金町 三朝町 由良町 東伯町

赤碕町 名和町 淀江町 境港町 春日村

手間村 法勝寺村 溝口町 根雨町 黒坂町

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会開催計画を次のとおり定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一班別編成の方法を採用するものとし、班の数は二とする。

二 立会演説会開催予定の日時及び会場

第一班

月	日	時	開催市町村	会場
二月	八日	午後二時	岩美町	浦富小学校
二月	八日	午後七時	鳥取市	遷喬小学校
二月	九日	午後二時	八東村	東小学校
二月	九日	午後七時	若櫻町	若櫻小学校

月	日	時	開催市町村	会場
二月	十日	午後二時	郡家町	中央中学校
二月	十日	午後七時	智頭町	智頭第一中学校
二月	十一日	午後二時	河原町	八頭小学校
二月	十一日	午後七時	鳥取市	日進小学校
二月	十二日	午後二時	宇倍野村	谷山小学校
二月	十二日	午後七時	鳥取市	湖山小学校
二月	十三日	午後二時	鹿野町	鹿野小学校
二月	十三日	午後七時	浜村町	浜村小学校
二月	十四日	午後二時	青谷町	青谷小学校
二月	十四日	午後七時	東郷町	松崎小学校
二月	十五日	午後二時	倉吉市	成徳小学校
二月	十五日	午後七時	三朝町	三朝中学校
二月	十六日	午後二時	関金町	鴨川中学校
二月	十六日	午後七時	倉吉市	日下小学校
二月	十七日	午後二時	由良町	緑ヶ丘中学校
二月	十七日	午後七時	東伯町	浦安公会堂
二月	十八日	午後二時	赤碕町	永楽座

二月十八日	午後二時	倉吉市	日下小学校
二月十八日	午後七時	青谷町	青谷小学校
二月十九日	午後二時	浜村町	浜村小学校
二月十九日	午後七時	鹿野町	鹿野小学校
二月二十日	午後二時	鳥取市	湖山小学校
二月二十日	午後七時	宇倍野村	谷東小学校
二月二十一日	午後二時	八東村	八東小学校
二月二十一日	午後七時	若櫻町	若櫻小学校
二月二十二日	午後二時	河原町	八頭第一中学校
二月二十二日	午後七時	智頭町	智頭小学校
二月二十三日	午後二時	郡家町	中央中学校
二月二十三日	午後七時	鳥取市	日進小学校
二月二十四日	午後七時	岩美町	浦富小学校
二月二十四日	午後七時	鳥取市	遷喬小学校

三 一の班に所属することのできる候補者の数 五人
 四 候補者一人あたりの演説の時間 四十分
 鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙において開催する立会演説会における候補者の所属の班及び最初に行われる演説の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十年二月六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局
 鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和三十年二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住所 氏名

審査分会長 鳥取市若櫻町三十九番地 山本鐵太郎

職務代理者 鳥取市栗谷町一番地 本江滋二

二 審査分会長の執務場所

鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和三十年二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒、不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

衆議院議員選挙選挙長告示

衆議院議員選挙選挙長告示第一号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年二月一日

衆議院議員選挙選挙長 山本 鐵 太郎

一 場所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十年三月二日 午後一時

衆議院議員選挙選挙長告示第二号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年二月一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

最高裁判所裁判官国民審査審査分会長告示

衆議院議員選挙選挙長 山本 鐵 太郎

一 場所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十年二月二十五日 午前十一時

最高裁判所裁判官国民審査審査分会長告示

昭和三十年二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年二月一日

最高裁判所裁判官国民審査審査分会長 山本鐵太郎

一 場所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十年三月四日 午後二時

発行 鳥取県鳥取市東町 印刷 鳥取県鳥取市東町印刷所